



栃木県公報

令和4(2022)年
6月21日(火)
号 外
第36号

目 次

規 則

○栃木県都市公園条例施行規則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第30号

栃木県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年6月21日

栃木県知事 福田 富一

栃木県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県都市公園条例施行規則（昭和49年栃木県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>（有料公園施設の利用の許可の申請書）</p> <p>第6条 条例第7条第3項に規定する申請書の名称及び様式は次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請書の名称</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有料公園施設利用許可申請書</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（許可証の交付）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 指定管理者は、条例第7条第3項本文の規定により、有料公園施設の利用の許可を受けた者に対し<u>有料公園施設利用許可証</u>（様式第14号）又は有料公園施設（オートキャンプ場）利用許可証（様式第15号）を交付するものとし、同項ただし書の規定により個人で運動広場若しくは駐車場（栃木県総合運動公園の駐車場に限る。）を利用しようとする者又はフィールドアスレチック施設、一万人プール、水上アスレチック施設、ローラースケート場、ハング・パラグライダー場（附属設備を含む。）、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、ディスクゴルフ場、遊戯施設、教養施設、展望施設、園内移動用施設若しくは駐車場（栃木県総合運動公園の駐車場を除く。）を利用しようとする者に対しては、利用券を交付するものとする。</p> <p>別表第1（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>供用日</th> <th>供用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	申請書の名称	様式	有料公園施設利用許可申請書	略	略		施設名	供用日	供用時間				<p>（有料公園施設の利用の許可等の申請書）</p> <p>第6条 条例第7条第3項に規定する申請書の名称及び様式は次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請書の名称</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>有料公園施設利用（使用）許可申請書</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（許可証の交付）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 指定管理者は、条例第7条第3項本文の規定により、有料公園施設の利用の許可を受けた者に対し<u>有料公園施設利用（使用）許可証</u>（様式第14号）又は有料公園施設（オートキャンプ場）利用許可証（様式第15号）を交付するものとし、同項ただし書の規定により個人で運動広場若しくは駐車場（栃木県総合運動公園の駐車場に限る。）を利用しようとする者又はフィールドアスレチック施設、一万人プール、水上アスレチック施設、ローラースケート場、ハング・パラグライダー場（附属設備を含む。）、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、ディスクゴルフ場、遊戯施設、教養施設、展望施設、園内移動用施設若しくは駐車場（栃木県総合運動公園の駐車場を除く。）を利用しようとする者に対しては、利用券を交付するものとする。</p> <p>別表第1（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>供用日</th> <th>供用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	申請書の名称	様式	<u>有料公園施設利用（使用）許可申請書</u>	略	略		施設名	供用日	供用時間			
申請書の名称	様式																								
有料公園施設利用許可申請書	略																								
略																									
施設名	供用日	供用時間																							
申請書の名称	様式																								
<u>有料公園施設利用（使用）許可申請書</u>	略																								
略																									
施設名	供用日	供用時間																							

1 栃木県総合運動公園の有料公園施設（駐車場に限る。）	1月4日から12月28日まで	午前零時から午後12時まで（1月4日にあつては午前5時から午後12時まで、12月28日にあつては午前零時から午後9時30分まで）	1 栃木県総合運動公園の有料公園施設（駐車場に限る。）	1月4日から12月28日まで	午前零時から午後12時まで（1月4日にあつては午前6時から午後12時まで、12月28日にあつては午前零時から午後9時30分まで）
2～22 略			2～22 略		

様式第8号中「有料公園施設利用（使用）許可申請書」を「有料公園施設利用許可申請書」に、「利用（使用）の許可」を「利用の許可」に、
「 $\left[\begin{array}{c} \text{使用料} \\ \text{利用料金} \end{array} \right]$ 」を「利用料金」に改める。

様式第14号中「有料公園施設利用（使用）許可証」を「有料公園施設利用許可証」に、「利用（使用）を」を「利用を」に、
「 $\left[\begin{array}{c} \text{使用料} \\ \text{利用料金} \end{array} \right]$ 」を「利用料金」に改める。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和4年7月1日から施行する。
- この規則の施行前に改正前の栃木県都市公園条例施行規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(都市整備課)